

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

年休の買い上げ単価について



年次有給休暇を買い上げても消化した事にはなりませんが、退職時の業務引き継ぎ等で、期間内に消化出来ない場合があります。その場合の対処について振り返りましょう。

次の3つの場合に限り、例外的に買い上げることが出来ます。

1

年次有給休暇の消滅時効である2年を過ぎて効力を失った分

2

法定の付与日数を超えて年次有給休暇を与えている場合の超過分

3

退職時に未消化で残った分



買い上げの予約をして、請求出来る年次有給休暇日数を減らすことや、請求された日数を与えないことは出来ません。(昭 30.11.30 基収 4718 号)



【 年次有給休暇の単価について 】

年休単価に関する労基法の制限はありません。買上単価の決定方法としては、以下が考えられます。

① 月の総支給額を月平均の所定労働日数で除した額	② 日給単価
③ 平均的な1日の所定労働時間に時給を乗じた金額	④ 平均賃金
⑤ 健康保険の標準報酬月額を30で除した金額	⑥ ①～⑤までの計算で求めた金額の〇%
⑦ 勤続年数や役職に応じた金額	⑧ 一律〇〇円



無用なトラブルを避ける為にも、買い上げ単価の設定には、労使合意が望ましいです。消化を促進するには低めの設定が望ましいですが、退職時の業務引継ぎにあたっては、就業規則の「年次有給休暇の単価」が最低ラインでしょう。



まとめ

・・・買い上げが起こらないよう、在職中の計画的な消化を促進しましょう

